

選択約款変更届出書

営 計 発 第 27 号
平成 26 年 1 月 24 日

経済産業大臣 茂木 敏充 殿

高松市丸の内 2 番 5 号
四国電力株式会社
取締役社長 千葉 昭

次のとおり選択約款を変更したので、電気事業法第 19 条第 12 項の規定により届け出ます。

| | |
|-------|-----------------|
| 変更の内容 | 別紙に記載のとおりであります。 |
| 実施期日 | 平成 26 年 4 月 1 日 |

別紙

低圧季節別時間帯別電力

(選択約款)

平成26年4月1日実施

四国電力株式会社

低圧季節別時間帯別電力

目 次

| | | |
|----|--------------|----|
| I | 本 則 | 1 |
| 1 | 目 的 | 1 |
| 2 | 選択約款の届出および変更 | 1 |
| 3 | 適用範囲 | 1 |
| 4 | 契約電力 | 1 |
| 5 | 季節区分および時間帯区分 | 1 |
| 6 | 料 金 | 2 |
| 7 | 使用電力量の計量 | 3 |
| 8 | 契約期間 | 3 |
| 9 | そ の 他 | 4 |
| II | 実施細目 | 5 |
| 1 | 適用範囲 | 5 |
| 2 | そ の 他 | 5 |
| 附 | 則 | 6 |
| 別 | 表 | 10 |

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、季節別時間帯別に設定された料金によって、より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成26年1月24日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適 用 範 囲

供給約款の低圧電力の適用範囲に該当する需要で、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

4 契 約 電 力

契約電力は、供給約款の低圧電力に準じて定めます。

5 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

6 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|---------------|-----------|
| 契約電力1キロワットにつき | 1,296円00銭 |
|---------------|-----------|

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

| | 夏 季 料 金 | その他季料金 |
|------------|---------|--------|
| 1キロワット時につき | 16円63銭 | 12円78銭 |

ロ 夜 間 時 間

| | |
|------------|--------|
| 1キロワット時につき | 11円32銭 |
|------------|--------|

(3) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、供給約款の低圧電力に準じて定めます。

7 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給約款 25（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）といたします。

- (2) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、供給約款 25（使用電力量の計量）(6)の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

8 契 約 期 間

- (1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

- (2) 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとしたします。
- (3) 契約期間満了に先だって、原則として供給約款の低圧電力または選択約款の低圧季節別高負荷率型電力に需給契約を変更することはできません。

9 そ の 他

- (1) その他の事項については、供給約款の低圧電力にかかわる規定を準用するものとしたします。
- (2) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものとしたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 適 用 範 囲

この選択約款から供給約款の低圧電力または選択約款の低圧季節別高負荷率型電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、低圧季節別時間帯別電力を適用いたしません。

2 そ の 他

お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止または契約電力を減少しようとする場合は、供給約款47（需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。

なお、この場合、契約電力を減少しようとするときの各時間帯別の使用電力量は、契約電力の減少分と残余分の比であん分したものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は、平成26年4月1日から実施いたします。

2 延滞利息の適用開始時期

本則6（料金）は、平成26年10月1日以降に支払義務が発生する料金について適用するものとし、平成26年9月30日以前に支払義務が発生する料金については、附則3（延滞利息の適用開始までの取扱い）を適用いたします。ただし、平成26年9月の検針日の翌日から平成26年10月の検針日までの期間に需給契約が消滅した場合の料金は、平成26年10月1日以降に支払義務が発生する料金といたします。

3 延滞利息の適用開始までの取扱い

料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし、供給約款26（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに供給約款附則7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(10)に準じて日割計算をしてえた料金については、早収料金に別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

(1) 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合

は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|---------------|-----------|
| 契約電力1キロワットにつき | 1,296円00銭 |
|---------------|-----------|

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

| | 夏季料金 | その他季料金 |
|------------|--------|--------|
| 1キロワット時につき | 16円63銭 | 12円78銭 |

(ロ) 夜間時間

| | |
|------------|--------|
| 1キロワット時につき | 11円32銭 |
|------------|--------|

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、供給約款の低圧電力に準じて定めます。

(2) 遅 収 料 金

遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。

4 消費税法の改正にともなう経過措置

(1) 料金率および基準単価

消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、平成26年3月31日以前から需給契約が継続し平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（平成26年4月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が平成26年5月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令附則〔平成25年3月13日政令第56号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価については、次のとおりといたします。

イ 附則3（延滞利息の適用開始までの取扱い）(1)の料金率については、附則3（延滞利息の適用開始までの取扱い）(1)にかかわらず、次のとおりといたします。

(イ) 基本料金

| | |
|---------------|-----------|
| 契約電力1キロワットにつき | 1,260円00銭 |
|---------------|-----------|

(ロ) 電力量料金

a 昼間時間

| | 夏季料金 | その他季料金 |
|------------|--------|--------|
| 1キロワット時につき | 16円17銭 | 12円42銭 |

b 夜間時間

| | |
|------------|--------|
| 1キロワット時につき | 11円00銭 |
|------------|--------|

ロ 別表2（燃料費調整）(2)の基準単価については、別表2（燃料費調整）(2)にかかわらず、次のとおりといたします。

| | |
|------------|-------|
| 1キロワット時につき | 18銭7厘 |
|------------|-------|

(2) 料金その他の支払方法

お客さまが選択約款の低圧季節別時間帯別電力（平成25年8月6日届出。）または(1)を適用して算定された料金を早収期間経過後に支払われる場合に供給約款附則7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(12)ハによって当社が申し受ける遅収料金と早収料金との差額については，その差額が消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受けるときを除き，次の算式により算定された金額といたします。

$$\text{遅収料金と早収料金との差額} \times \frac{108}{105}$$

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用され

る電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2104$$

$$\beta = 0.0541$$

$$\gamma = 1.0588$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四

捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (26,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回り、かつ、39,000 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 39,000 円を上回る場合
平均燃料価格は、39,000 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (39,000 \text{ 円} - 26,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|---|--------------------------------|
| 毎年1月1日から3月31日までの期間 | その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年2月1日から4月30日までの期間 | その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年3月1日から5月31日までの期間 | その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年4月1日から6月30日までの期間 | その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年5月1日から7月31日までの期間 | その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年6月1日から8月31日までの期間 | その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年7月1日から9月30日までの期間 | その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年8月1日から10月31日までの期間 | その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年9月1日から11月30日までの期間 | 翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間 | 翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 | 翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年がうるう年となる場合は、翌年の2月29日までの期間） | 翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間 |

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

| | |
|------------|-------|
| 1キロワット時につき | 19銭2厘 |
|------------|-------|

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

電気事業法施行規則第 26 条第 2 項の規定にもとづく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 選択約款の変更の内容
- 3 料金の算出根拠

1 変更を必要とする理由

当社は、電気供給約款が平成 26 年 1 月 24 日届出により変更となったことにともない、この選択約款についても変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第 19 条第 12 項の規定にもとづき、平成 25 年 8 月 6 日届出の低圧季節別時間帯別電力（選択約款）の変更をここに届け出る次第であります。

2 選択約款の変更の内容

(1) 供給条件の変更概要

電気供給約款の変更にともない、この選択約款の供給条件に対し必要となる変更を行ないました。

(2) 新旧料金率比較表

| 現 行 料 金 | | | 改 定 料 金 | | |
|-----------|-------|----------|-----------|-------|----------|
| 区 分 | 単 位 | 料 金 率 | 区 分 | 単 位 | 料 金 率 |
| | | 円 銭 | | | 円 銭 |
| 基 本 料 金 | 1 kW | 1,260.00 | 基 本 料 金 | 1 kW | 1,296.00 |
| 電 力 量 料 金 | | | 電 力 量 料 金 | | |
| 昼 間 時 間 | | | 昼 間 時 間 | | |
| 夏 季 | 1 kWh | 16.17 | 夏 季 | 1 kWh | 16.63 |
| その他季 | 〃 | 12.42 | その他季 | 〃 | 12.78 |
| 夜 間 時 間 | 〃 | 11.00 | 夜 間 時 間 | 〃 | 11.32 |

注. 現行料金および改定料金の「料金率」は、燃料費調整単価を含まない。

| | |
|---|-----------|
| <p>平成26年9月30日以前に支払義務が発生する料金については、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし、平成26年9月の検針日の翌日から平成26年10月の検針日までの期間に需給契約が消滅した場合の料金は平成26年10月1日以降に支払義務が発生する料金とし、また、電気供給約款26（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに電気供給約款附則7（延滞利息の適用開始までの取扱い）(10)により日割計算をしてえた料金については、早収料金といたします。</p> <p>遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。</p> | <p>同左</p> |
|---|-----------|

(附則 4 [消費税法の改正にともなう経過措置])

| 現 行 料 金 | | | 新 設 料 金 | | |
|-----------|-------|-------|-----------|-------|-----------------|
| 区 分 | 単 位 | 料 金 率 | 区 分 | 単 位 | 料 金 率 |
| 基 本 料 金 | 1 kW | 円 銭 | 基 本 料 金 | 1 kW | 円 銭 1,260.00 |
| 電 力 量 料 金 | | | 電 力 量 料 金 | | |
| 昼 間 時 間 | | | 昼 間 時 間 | | |
| 夏 季 | 1 kWh | | 夏 季 | 1 kWh | 16.17 |
| 其 他 季 | 〃 | | 其 他 季 | 〃 | 12.42 |
| 夜 間 時 間 | 〃 | | 夜 間 時 間 | 〃 | 11.00 |

注. 新設料金の「料金率」は、燃料費調整単価を含まない。

| | |
|--|---|
| | <p>平成26年9月30日以前に支払義務が発生する料金については、早収期間内に支払われる場合には早収料金とし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金といたします。ただし、平成26年9月の検針日の翌日から平成26年10月の検針日までの期間に需給契約が消滅した場合の料金は平成26年10月1日以降に支払義務が発生する料金とし、また、電気供給約款26(料金の算定)(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに電気供給約款附則7(延滞利息の適用開始までの取扱い)(10)により日割計算をしてえた料金については、早収料金といたします。</p> <p>遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。</p> |
|--|---|

(3) 新旧燃料費調整比較表

| 現 行 料 金 | | | | 改 定 料 金 | | | |
|------------------------|-------------|------|-----------------|------------------------|-------------|------|-----------------|
| 区 分 | | 単 位 | 価 格 又 は 基 準 単 価 | 区 分 | | 単 位 | 価 格 又 は 基 準 単 価 |
| 平均 燃 料 価 格 | 基 準 値 | 1 kℓ | 円 26,000 | 平均 燃 料 価 格 | 基 準 値 | 1 kℓ | 円 26,000 |
| | 調整の上限 価格 | ” | 39,000 | | 調整の上限 価格 | ” | 39,000 |
| 基 準 単 価 | | 1kWh | 円 銭厘 0.187 | 基 準 単 価 | | 1kWh | 円 銭厘 0.192 |

(附則4〔消費税法の改正にともなう経過措置〕)

| 現 行 料 金 | | | | 新 設 料 金 | | | |
|------------------------|-------------|------|-----------------|------------------------|-------------|------|-----------------|
| 区 分 | | 単 位 | 価 格 又 は 基 準 単 価 | 区 分 | | 単 位 | 価 格 又 は 基 準 単 価 |
| 平均 燃 料 価 格 | 基 準 値 | 1 kℓ | 円 | 平均 燃 料 価 格 | 基 準 値 | 1 kℓ | 円 26,000 |
| | 調整の上限 価格 | ” | | | 調整の上限 価格 | ” | 39,000 |
| 基 準 単 価 | | 1kWh | 円 銭厘 | 基 準 単 価 | | 1kWh | 円 銭厘 0.187 |

3 料金の算出根拠

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）による消費税法の改正および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）による地方税法の改正にもとづく消費税率の引き上げを反映して算定いたしました。